

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】

基本方針

- 1 公用車が緊急通行車両として運用できるようにする
- 2 道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

基本方針1 公用車が緊急通行車両として運用できるようにする

1 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等(※)として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市総務部	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等を確認する。
多摩中央警察署	○ 緊急通行車両等を確認する。
東京消防庁	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等を確認する。

※ 緊急通行車両

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2で定める次の車両をいう。

- 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車
- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

□ 詳細な取組内容

1 緊急通行車両等の事前届出及び確認

緊急通行車両として使用する庁用車・調達予定車両について把握し、警察署へ事前に届出を行なう。

※ 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、届出済証が交付される。

届出車両について、確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し標章を交付されるため、事前に届出をしておく。

2 大規模災害等発生時の交通規制

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されます。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

なお、この標章は、大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が実施された場合に、申請することができる。

(1) 通行できる車両

通行できる車両には以下の2種類があります。

○ 緊急通行車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

○ 規制除外車両

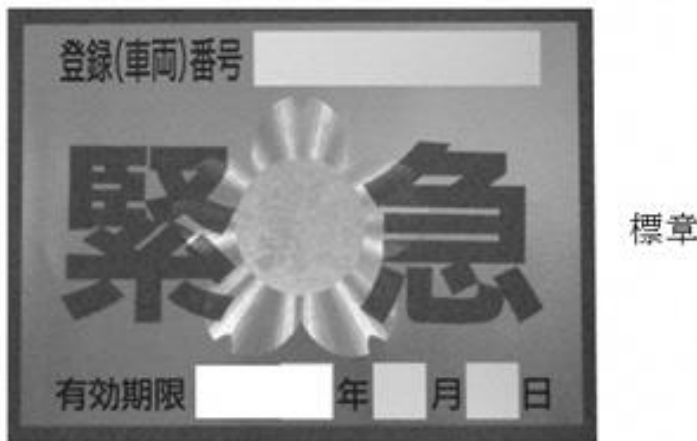
民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

○ 緊急通行車両又は規制除外車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。

○ 事前届出は、緊急通行車両、規制除外車両に該当する車両についてあらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる制度です。

(3) 標章



3 緊急通行車両等の事前届出要領

(1) 緊急通行車両

① 事前届出の対象車両

緊急通行車両として事前届出をするには、下記項目を全て満たすことが必要です。

○ 災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用する計画のあ

る車両又は大規模地震対策特別措置法第21条第1項に定める地震防災応急対策に使用する計画のある車両又は原子力災害対策特別措置法第26条第1項に定める緊急事態応急対策に使用する計画のある車両又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条第1項に定める国民の保護のための措置に使用する計画のある車両

- 指定行政機関等が、保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両
- 東京都内に使用の本拠を有する車両

② 必要書類

- 緊急通行車両等事前届出書（届出書は警察署の窓口で受領してください。）
- 車検証の写し
- 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し

(2) 規制除外車両

① 事前届け出対象車両

規制除外車両として事前届出ができるのは、以下1から6までのいずれかの車両に限定されます。

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
- 2 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両
- 3 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
- 4 建設用重機
- 5 道路啓開作業車両
- 6 重機輸送用車両（建設用重機と同一の利用者に限る。）

※ 注記

- 原則、個人名義の車両を除く。
- 東京都内に使用の本拠を有する車両

② 必要書類

- 規制除外車両事前届出書（届出書は、警察署の窓口で受領してください。）
- 車検証の写し
 - 1 の場合
医師・歯科医師免許又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - 2 の場合
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - 3 の場合
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - 4、5、6 の場合

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。6は重機を積載した状況のもの）

- ③ 届出先
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署
- ④ 事前届出済証の交付
届出受理後、事前届出済証が交付されます。
- ⑤ 手数料
無料

2 緊急輸送ネットワークの整備

□ 対策内容と役割分担

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を、都が主体となって行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 総 務 部	○ 市道における緊急道路上障害物除去路線等の選定等を行う。
東 京 都	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

1 緊急道路障害物除去路線等の選定

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの緊急輸送道路の路線のうち、多摩市内の緊急輸送道路の主な路線は、下記のとおりである。

(1) 緊急輸送道路（第一次）

項目	道路名称	区間			管理者
第二次交通規制 (緊急交通路)	川崎街道	新大栗橋交差点	⇔	一ノ宮交差点	東京都
第二次交通規制 (緊急交通路)	多摩ニュータウン 通り	松ヶ谷トンネル	⇔	乞田新大橋	東京都
第二次交通規制 (緊急交通路)	鎌倉街道	関戸橋	⇔	多摩卸売市場先	東京都
その他	旧鎌倉街道	乞田交差点	⇔	多摩市役所交差点	東京都
その他	都道主18号	乞田交差点	⇔	乞田新大橋交差点	東京都

(2) 緊急輸送道路（第二次）

項目	道路名称	区間			管理者
その他	川崎街道	新大栗橋	⇔	連光寺坂上交差点 先	東京都

項目	道路名称	区間		管理者
その他	南多摩尾根幹線道路	多摩東公園交差点先	⇔ 唐木田3丁目先	東京都
その他	主要地方道18号府中・町田線	多摩東公園交差点先	⇔ 稲城市市境	東京都
その他	主要地方道18号府中・町田線	永山橋交差点	⇔ 永山北公園交差点	東京都
その他	市道4-4号幹線	多摩消防署前交差点	⇔ 日本医大多摩永山病院	多摩市
その他	永山学園通り	永山北公園	⇔ 保健所前交差点	多摩市
その他	ユーロード	聖蹟桜ヶ丘駅前信号	⇔ 京王電鉄本社	多摩市
その他	多摩モノレール通り	八王子市境	⇔ 多摩中央警察東信号	東京都
その他	多摩センター南通り	多摩中央警察東信号	⇔ 多摩中央警察署	多摩市
その他	都道主158号小山乞田線	島田療育センター入口信号	⇔ 多摩南部地域病院信号	東京都

(3) 緊急輸送道路 (第三次)

項目	道路名称	区間		管理者
その他	主要地方道18号府中・町田線	諏訪下橋	⇔ 多摩東公園交差点先	東京都

※ 緊急輸送ネットワーク区分

※ 路線名	内容
第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

※ 緊急輸送路

知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路。

※ 緊急自動車専用路

震災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車のみを通行させる路線。

基本方針2 道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める

1 道路・橋梁

□ 対策内容と役割分担

1 道路・橋梁の安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁の耐震性の強化を図る。 ○ 道路施設の耐震化の強化及び維持管理を図る。 ○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を促進する。 ○ 情報収集用資器材を確保する。 ○ 災害応援協定を締結し、障害物除去資機材を確保する。
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。 ○ 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。 ○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。 ○ 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時の交通情報の収集に努める。 ○ 関係部署との連絡調整を図る。

□ 詳細な取組内容

1 道路・橋梁の安全確保等

- 多摩市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、耐震化等の整備を図る。
- 緊急防災減災事業に係る橋梁等の耐震化を図る。
- 多摩市道路整備計画に基づき、避難に使用する道路の改良や拡幅を行う。
- 震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないように、道路及び耐震性を保持した橋りょう等の整備を図る。
- 道路の冠水等により一時的に交通の停滞が予想される区域の事前把握に努める

と共に、積極的に改修を行なう。

- 街路灯及び街路樹等の道路付属施設については、街路灯の停電対策を進めるほか、常時巡回調査を行い状況に応じて随時補修整備に努める。
- 平時から多摩市建設協力会等との連絡体制を確保する。
- 災害時応援協定を締結し、道路障害物除去用資機材の確保を図る。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保や早期復旧に向けた対策を図る

機 関 名	対 策 内 容
各 鉄 道 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。 ○ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。 ○ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土のう等、水防資器材を備蓄する。
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川施設を整備する。 ○ 土のう等、水防資器材を備蓄する。

□ 取組内容

水防管理団体として、市域における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送体制の確保に努める

4 水道

□ 対策内容と役割分担

水道施設や水道管の耐震化を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化を推進する。 ○ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施する。 ○ バックアップ機能の更なる強化を図る。 ○ 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を推進する。

5 下水道

□ 対策内容と役割分担

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化の向上を図る。 ○ 耐震性を考慮し、既存施設を計画的に更新する。 ○ 下水道災害復旧用資機材を整備する。
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進する。 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持する体制を整備する。 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実する。 ○ 緊急かつ大規模な復旧作業時に円滑な協力態勢を確保するため、業務協定を締結している民間団体との連携を充実強化する。 ○ 災害復旧用資機材を整備する。

□ 詳細な取組内容

- 下水道課は、防災安全課からの依頼により、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を推進していく。
- 指定避難所、災害拠点病院、広域避難場所、地域病院からの排水を受ける管きょについては、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。
- 発災時の交通機能を確保するため、マンホール浮上抑制対策を、液状化の可能性がある地域において、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上抑制対策を実施する。
- 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- 施設の方法、基礎、施工方法等、耐震性を考慮した設計施工を行う。また、既存の施設で、老朽化した管きょ、人孔等は計画的に更新していく。
- ポンプ場、マンホールポンプ等は、非常電源、緊急通報設備の保守点検を実施する。
- 緊急措置、応急復旧を的確、迅速に行うため、バリケード等の保安施設、工具、土のう、可搬式ポンプ等の資器材を備蓄する。

6 電気・ガス・通信・エネルギー等

□ 対策内容と役割分担

公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力等の確保策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 各 施 設 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時応援協定の実効性に係わる取組みを推進する。 ○ 避難所等の災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を検討する。 ○ 災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業からの電力供給を検討する。
多摩中央警察署	○信号機の滅灯対策を図る。
多摩消防署	○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
東京電力グループ	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供給停止ブロックの細分化を行う。 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施
ガ ス 事 業 者	○ 災害時におけるLPガスの活用を促進する。
N T T 東 日 本	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進する。
各 通 信 事 業 者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

□ 詳細な取組内容

- 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、72時間電力が供給可能となるよう、非常用電源の整備等を行う。
- 指定避難所等の災害拠点施設等に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 多摩市は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
- 非常用発電設備用の燃料など、各種の燃料の供給先の優先順位を定めておく。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備するとともに、一層の充実を図るとともに、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 指定避難場所等災害拠点施設へ、太陽光発電や蓄電池及び非常用発電設備等を設置し、災害時における機能強化を図る。
- 電力供給停止に備えて、発電設備等の整備を進めるとともに、財務会計システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。
- 災害時等に、防災拠点や避難所など、市民生活を守るために機能維持が必要な施設

や機能等に対し、系統電源が途絶えても、電源供給できるよう、分散型電源の設置を検討する。

- 災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業に伴い設置された太陽光発電設備からの電力供給体制を検討する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としての LP ガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 電気自動車等の導入を促進し、非常用電源として活用する。

7 ライフラインの復旧活動拠点の確保

□ 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。

□ 取組内容

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、多摩市は、東京都と連携を図り、多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）等を活用しながら、ライフライン応援事業者の集結拠点の確保を行う。